

高知県高次脳機能障害支援委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における高次脳機能障害者への支援体制の強化・充実を図ることを目的に、高知県高次脳機能障害支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討、協議を行う。

- (1) 高次脳機能障害者の支援体制の状況把握、課題及び方向性に関すること
- (2) 高次脳機能障害に関する普及啓発等、情報の発信に関すること
- (3) 高次脳機能障害に関する人材育成に関すること
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 高次脳機能障害の診察等を行う医療関係者
 - (2) 高次脳機能障害者の支援・訓練等を行う専門（行政）機関等の職員
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 高次脳機能障害者の家族
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任できるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって、副委員長は委員長の指名によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を開催するものとする。

- 2 委員は、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員長が指名する委員その他専門的知識を有する者で構成する専門委員会を設け、検討を委任することができる。この専門委員会及びその運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 この委員会の委員又は委員であった者は、この委員会を通して知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の定めは、専門委員会の委員、委員以外の出席者についても同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。